

平成22年度決算検査報告に掲記した事項等の総件数は568件である。

指摘金額は計4283億8758万円であり、このほかに問題があるとして取り上げた事態の背景金額が26件についてある。この内訳は次のとおりである。

事項等	掲記件数	指摘金額	左記の掲記件数のうち 背景金額を掲記した件数
不当事項	㊦ 22件	25億9006万円	—
	㊧ 403件	115億5116万円	—
	425件	141億4122万円	—
意見を表示し又は 処置を要求した事項			
34条関係	㊦ 2件	4億8547万円	—
	㊧ 16件	27億2885万円	2件
34条及び36条関係	㊧ 6件	207億4221万円	4件
36条関係	㊦ 4件	69億1457万円	1件
	㊧ 48件	3504億2569万円	14件
	76件	3812億9679万円	21件
本院の指摘に基づき 当局において改善の 処置を講じた事項	㊦ 4件	3億5059万円	1件
	㊧ 50件	334億4874万円	4件
	54件	337億9933万円	5件
指摘事項計	㊦ 32件	<30件分> 102億4175万円	
	㊧ 523件	<508件分> 4181億4583万円	
	555件	<538件分> 4283億8758万円	
国会及び内閣に対する 報告（随時報告）	10件		
国会からの検査要請 事項に関する報告	1件		
国会からの検査要請事 項に関する検査状況	1件		
特定検査対象に 関する検査状況	6件		
総計	568件	<538件分> 4283億8758万円	

(注1) ㊦ は収入に関するもので、㊧ は支出等に関するものである。

(注2) 金額は1万円未満を切り捨てているので、集計しても合計額と一致しない場合がある。

(注3) 「意見を表示し又は処置を要求した事項」及び「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」には、指摘金額と背景金額の両方があるものが計9件あり、背景金額のみの指摘が計17件ある。

(注4) 「不当事項」と「意見を表示し又は処置を要求した事項」の両方で取り上げているもの及び「不当事項」と「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」の両方で取り上げているものがあり、それぞれその金額の重複分を控除しているため、各事項の金額を集計しても計欄の金額とは一致しない。

(注5) 「国会及び内閣に対する報告」のうち5件は「意見を表示し又は処置を要求した事項」として掲記しており、その件数が重複している。

(注6) 「総計」欄の掲記件数は、上記(注6)の重複分(5件)を控除している。